

帰属等添付書類一覧

1. 所有権移転登記に必要な書類（1部）

- (1) 同意書及び協定書の写し
- (2) 位置図
- (3) 公図写（新・旧）
- (4) 竣工図
- (5) 地積測量図
- (6) 検査済証及び完了公告の写し
- (7) 土地登記簿謄本
- (8) 登記承諾書
- (9) 印鑑証明書
- (10) 資格証明書（法人のみ）

（注）1. (8)、(9)及び(10)はつづり込まないこと。

2. (7)の土地登記簿謄本は、所有権以外の権利の抹消を確認するために添付する。

3. (1)は帰属の内容を確認するために添付する。

4. (6)は、検査済証の発行及び完了公告の後、その写しを提出すること。

2. その他、それぞれ帰属する施設別添付書類

1) 道路及び排水施設等（1部）

- (1) 位置図
- (2) 公図写（新・旧）
- (3) 竣工図
- (4) 地積測量図
- (5) 路線の区域図（たすきがけ）

区域点の座標値については、流山市が設置した公共基準点を用いること。

- (6) 道路敷内占用物配置図
- (7) 道路構造図
- (8) 道路標準断面図
- (9) 排水系統図
- (10) 排水施設構造図

2) 公園、緑地、集会所、ごみ収集場及び調整池等 (1部)

- (1) 位置 図
- (2) 公 図 写 (新)
- (3) 竣 工 図
- (4) 地 積 測 量 図
- (5) 施 設 配 置 図
- (6) 施 設 構 造 図

3) 消防施設 (1部) 及び電柱用地 (1部)

- (1) 位置 図
- (2) 公 図 写 (新)
- (3) 竣 工 図
- (4) 地 積 測 量 図
- (5) 消 防 施 設 構 造 図 (消防施設のみ)

4) その他

別に定める。

(注1) 公図(新)及び地積測量図は、帰属施設ごとに着色し帰属部分を明示すること。

(注2) 河川管理者(市)に帰属がある場合には、1) 道路及び排水施設等の「排水施設」に必要な書類を1部提出すること。